

豊川市地域コミュニティICT活用促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域コミュニティ活動の継続と活性化を図るため、自治組織が地域における情報の共有及び発信にICTを導入する事業に要する経費の一部に対し、市の予算の範囲内で毎年度交付する地域コミュニティICT活用促進事業補助金（以下「補助金」という。）について、豊川市補助金等に関する規則（平成5年豊川市規則第49号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「自治組織」とは、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行う団体で、その区域内の住民で組織するものをいう。

(補助対象事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる者は（以下「補助対象者」という。）は、市内で活動する自治組織である豊川市連区長会（以下「連区長会」という。）及び町内会等（町内会を構成する組等の組織は除く。）とする。

2 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号に掲げる補助対象者の区分に応じて当該各号に定める事業とする。ただし、当該補助対象事業について、他に市からの補助又は助成が実施されるときは、補助金を交付しない。

(1) 連区長会 参加する町内会等を取りまとめ実施する電子回覧板アプリ「結ネット」の導入及び運用に係る事業（以下「結ネット」運用事業」という。）

(2) 町内会等 次のアからウに掲げる事業とする。

ア 「結ネット」以外の電子回覧板アプリの導入及び運用に係る事業（「結ネット」運用事業へ参加しない旨を表明した町内会等に限る。）

イ 町内会等のホームページの新規制作事業

ウ ア又はイに掲げるもののほか、市長が適当であると認める事業

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、別表のとおりとする。

(補助金交付の算定期間)

第5条 補助金は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める期間に実施したものについて交付するものとする。

(1) 「結ネット」運用事業及び第3条第2項第2号アの事業 次条の規定による申請をした日の属する年度の前年度の3月5日から当該申請をした日の属する年度の3月4日まで

(2) 前号に掲げる事業以外の事業 次条の規定による申請をした日の属する年度の初日から末日まで

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、市長が指定する期日までに、豊川市地域コミュニティICT活用促進事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 見積書その他の補助対象経費の金額が確認できる書類の写し
- (4) 事業の内容が分かる書類の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

（交付決定）

第7条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、豊川市地域コミュニティICT活用促進事業補助金交付決定通知書（様式第2号。以下「交付決定通知書」という。）により申請者に通知するものとする。

2 前項の規定による交付の決定には、次の条件を付すものとする。

- (1) 補助対象事業における住民利用を促進し、町内会活動等の活性化を図ること。
- (2) 補助対象事業を活用し、町内会活動等の省力化に努めること。
- (3) 補助対象事業を継続的に実施するため、事業の運営を担うICT推進員を町内会等の役職として設けること。
- (4) 補助対象事業の実施について、個人情報保護のための規約等を設ける
- (5) 補助対象事業で実施する情報の共有及び発信において、市長の要請した情報の発信等を取り扱うこと。

（補助事業の内容の変更）

第8条 前条第1項の規定による通知を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ豊川市地域コミュニティICT活用促進事業補助金変更承認申請書（様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（申請の取下げ）

第9条 補助事業者は、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、第7条第1項の規定による通知を受け取った日から起算して10日を経過する日までに、その旨を申し出なければならない。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業が完了した日から起算して10日を経過した日（「結ネット」運用事業及び第3条第2項第2号アの事業にあっては、同日又は3月14日のいずれか早い日）までに、豊川市地域コミュニティICT活用促進事業補助金実績報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 補助事業に係る収支決算書

- (2) 事業実施のための契約書写し
- (3) 領収書その他補助対象経費の額を証する書類
(補助金の額の確定通知)

第11条 市長は、前条に規定する報告を受けたときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の額を確定し、豊川市地域コミュニティICT活用促進事業補助金確定通知書（様式第5号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第12条 補助金は、補助事業の完了後に交付する。ただし、市長は、必要があると認めるときは、その全部又は一部を概算払により交付することができる。

2 補助事業者は、補助金の交付を請求するときは、市長が指定する期日までに、豊川市地域コミュニティICT活用促進事業補助金交付請求書（様式第6号）を市長に提出するものとする。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、豊川市地域コミュニティICT活用促進事業補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部若しくは一部について返還を命ずるものとする。

- (1) 虚偽の申請その他の不正の行為により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件又は法令若しくはこの要綱に違反したとき。
- (3) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (4) その他市長が不相当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取り消したときは、豊川市地域コミュニティICT活用促進事業補助金交付決定取消通知書（様式第7号）により補助事業者に通知するものとする。

（雑 則）

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表1（第4条関係）

ア 連区長会に係る補助金

補助対象経費	補助金の額	備考
「結ネット」運用事業における初期設定費用	事業に参加したそれぞれの町内会等の補助対象経費の4分の3に相当する額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を合算した額とする。ただし、参加する1町内会等につき、補助金の額は、33,000円を上限とする。	初期設定費を補助対象経費に含めるのは、町内会等ごとに1回限りとする。また、「結ネット」の実証実験に参加した町内会等に係る初期設定費用は補助対象外とする。
「結ネット」運用事業における利用料	<p>事業に参加したそれぞれの町内会等の補助対象経費の4分の3に相当する額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額。以下「町内会経費」という。）を合算した額とする。ただし、町内会経費は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を上限とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 登録世帯数が300以下の町内会等の場合 39,000円 (2) 登録世帯数が301以上600以下の町内会等の場合 79,000円 (3) 登録世帯数が601以上900以下の町内会等の場合 118,000円 (4) 登録世帯数が901以上1,200以下の町内会等の場合 158,000円 (5) 登録世帯数が1,201以上1,500以下の町内会等の場合 198,000円 (6) 登録世帯数が1,501以上の町内会等の場合 237,000円 	

イ 町内会等に係る補助金

補助対象経費		補助金の額	備考
第3条第2項第2号アの事業	「結ネット」以外の電子回覧板アプリの初期設定費用	補助対象経費の4分の3に相当する額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。ただし、補助金の額は、33,000円を上限とする。	初期設定費用の補助は町内会等につき1回限りとする。
	「結ネット」以外の電子回覧板アプリの利用料	補助対象経費の4分の3に相当する額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。ただし、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を上限とする。 (1) 登録世帯数が300以下の町内会等の場合 39,000円 (2) 登録世帯数が301以上600以下の町内会等の場合 79,000円 (3) 登録世帯数が601以上900以下の町内会等の場合 118,000円 (4) 登録世帯数が901以上1,200以下の町内会等の場合 158,000円 (5) 登録世帯数が1,201以上1,500以下の町内会等の場合 198,000円 (6) 登録世帯数が1,501以上の町内会等の場合 237,000円	
第3条第2項第2号イの事業	ホームページの新規制作に要する費用	補助対象経費の2分の1に相当する額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。ただし、第3条第2項第2号イの事業及び同号ウの事業に対する補助金の額は、100,000円を上限とする。	町内会等につき1回限りとする。
第3条第2項第2号ウの事業	市長が適当であると認める費用		

注 次に掲げるものは、補助対象経費としない。

- 1 人件費（報償費を含む）
- 2 通信費
- 3 印刷製本費
- 4 備品購入費